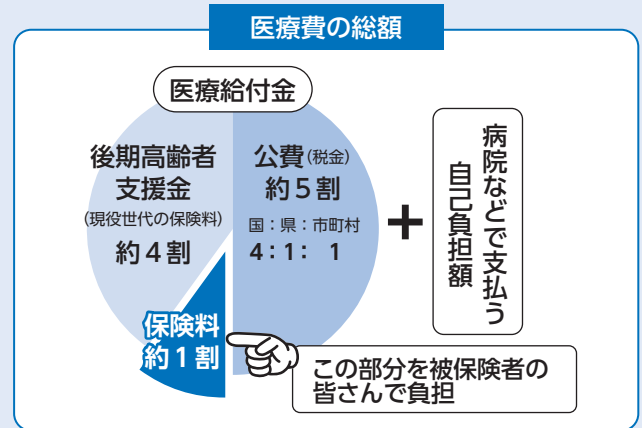


保険料額決定通知書を送ります

7月中旬に、被保険者（加入者）へ令和4年度の保険料のお知らせ（後期高齢者医療保険料額決定通知書）を送ります。

保険料は、世帯の状況と令和3年中（令和3年1月1日～12月31日）の所得金額で決定しています。県内どの地域でも同じ基準で算定され、加入者一人一人にかかります。

※令和4年4月1日時点の世帯（75歳になる人、県外から転入した人などは、その時点）が基準です。



保険料額（年額）

※限度額66万円
（10円未満切り捨て）

均等割額（定額）

56435円
※軽減措置あり

所得割額（所得に応じてかかる額）

〔総所得金額等－基礎控除額〕×10.54%

※基礎控除額は、合計所得金額が2400万円以下の場合43万円です。2400万円を超える場合は異なります。

※総所得金額等＝（公的年金等収入－公的年金等控除額）＋（給与収入－給与所得控除額）＋（その他の収入－必要経費）

保険料の軽減措置

●所得の低い人の軽減（均等割額の軽減） 世帯の所得状況に応じて、均等割額を軽減します。

軽減対象所得金額※1の合計額（同世帯の被保険者と世帯主）	軽減割合（均等割額の年額）	
	令和3年度	令和4年度
43万円（基礎控除額）＋ <u>10万円</u> ×（給与所得者等の数－1）※2以下	7割 （1万6706円）	7割 （1万6930円）
43万円（基礎控除額）＋28.5万円×被保険者数 ＋ <u>10万円</u> ×（給与所得者等の数－1）※2以下	5割 （2万7843円）	5割 （2万8217円）
43万円（基礎控除額）＋52万円×被保険者数 ＋ <u>10万円</u> ×（給与所得者等の数－1）※2以下	2割 （4万4549円）	2割 （4万5148円）

※1 軽減対象となる所得金額は、基本的に総所得金額等と同じですが、例外があります。

（満65歳以上の人は、公的年金の場合、「公的年金収入－公的年金等控除額－15万円」となるなど）

※2 下線部の計算式は、同世帯の被保険者または世帯主が給与所得や公的年金などに係る所得を有する場合に適用されます。

●社会保険の被扶養者であった人の軽減（国民健康保険・国民健康保険組合は除く）

後期高齢者医療制度に加入する前日に社会保険の被扶養者だった人は、制度加入時から2年間に限り、均等割額の軽減措置（5割軽減）を受けることができます。所得割額はかかりません。

保険料の減免

災害や失業などにより保険料の納付が困難となった場合は、申請により減免を受けられる場合がありますので、相談してください。